第

6604

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年 1月 20日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ▲ 社宅の家賃

**Q**:役員と社員では課税上問題にならない 社宅家賃の計算方法が違うそうですが、どの ようになっているのですか?

A:次のようになっています。

## 【解説】

税務上問題にならない社宅家賃の計算方法は、役員と社員で違い、次のように定められています。

## ①役員の場合

賃貸料相当額(月額)={その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%(木造家屋以外の家屋は10%)+その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%}÷12

※1 借上げ住宅の場合は、会社が支払う賃料の50%相当額とどちらか多い金額を徴収する必要があります。

※2 小規模な住宅(耐用年数30年以下の建物 は床面積が132㎡以下、30年超は99㎡以下)に ついては使用人と同様の算式で求めた賃料を、 そして、社会通念上一般に貸与されている住 宅と認められないいわゆる豪華な住宅である 場合は、通常支払うべき賃料を徴収する必要 があります。

## ②社員の場合

賃貸料相当額(月額)=その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%+12円×その家屋の床面積÷3.3㎡+その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

※上記算式で求めた賃料相当額の50%以上を 徴収していれば課税上問題ありません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







